

株 主 各 位

熊本県熊本市南熊本三丁目14番3号
株式会社トランスジェニック
代表取締役社長 是 石 匡 宏

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 熊本県熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ 3階 「たい樹」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第10期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 監査役3名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第4号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.transgenic.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景とした設備投資の増加や雇用環境の改善に支えられ緩やかな回復基調で推移いたしました。下半期よりの米国を中心としたサブプライムローン問題を発端とした金融不安や継続的な原油価格の高騰などの懸念材料が拡大したことにより、株価の下落や円高の進行など景気の先行きが不透明な状況となりました。一方、わが国の医薬品業界においては、引き続き医療費抑制のための後発医薬品の使用促進策が進められ国内市場の成長が鈍化する中、業界の大型再編による研究開発施設の統合や、外資系製薬企業等の研究所の海外移転も加速され、当社グループが事業を展開するライフサイエンス業界では、こうした国内外の製薬企業等の研究開発スタンスの変化を受け、選別による競争がますます激化しております。

このような状況の下、当社グループは、製薬企業や大学等の研究機関に対し、新薬開発の探索や基盤研究に有用な遺伝情報、受託サービス及び基礎研究用試薬を提供するとともに、当社グループが保有する技術等のライセンス許諾に向けての取組みなども積極的に進めてまいりました。

当連結会計年度は、遺伝子破壊マウス事業におきまして、当社グループが可変型遺伝子トラップ法により大規模・網羅的に作製した遺伝子破壊マウス及び遺伝子破壊ES細胞のライブラリー「TG Resource Bank™」を通じて、顧客に生命資源を非独占的に情報提供及び使用権を許諾するビジネスが製薬企業向けに一定の成果を上げたものの、製薬企業2社向けの遺伝子配列情報を提供する契約から派生する業務の受注が一巡したことや、顧客である製薬企業等の研究開発スタンスの変化の影響を受け、特定遺伝子を破壊した遺伝子破壊マウスにかかる表現型解析業務の受注が減少したことなどの収益構造の転換により売上高は208,754千円と前年同期比73.4%にとどまりました。

抗体事業におきましては、大学等研究機関より導入した新規技術による受託サービスによる寄与はあったものの、抗体製品販売のうち今期に発売を開始した新製品の寄与が十分でなかったことや、当社独自の技術であるGANP遺伝子改変マウスによる高親和性抗体作製技術（GANP®マウス技術）を用いた抗体作製受託サービスの受注が顧客である製薬企業や大学等研究機関の予算執行を手控える動きを受け低調であったことなどにより、売上高は65,063千円と前年同期比86.7%にとどまりました。

子会社である株式会社プライミューンの売上高や遺伝子改変動物飼育施設管理業務受託サービスなどを加えたその他の売上高につきましては、海外バイオ企業の国内代理店業務等の寄与はあったものの、顧客の需要期が変化したことや受託仕様の変更により、売上高は59,031千円と前年同期比77.4%にとどまりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比76.4%の332,848千円となりました。

損益につきましては、売上総利益は減収に伴い前年同期比49,421千円減の156,989千円にとどまったものの、販売費及び一般管理費については、研究開発拠点の集約化などコストコントロールの徹底に努めた結果、前年同期比75,813千円減の801,526千円となり、営業損失は前年同期比26,392千円改善の644,537千円、経常損失は前年同期比23,019千円改善の659,030千円となりました。

また、特別利益として持分変動利益を20,032千円計上した一方、遺伝子破壊マウスの飼育管理等にかかる業務委託契約解約損70,468千円及び固定資産にかかる減損損失168,260千円を特別損失として計上した結果、当期純損失は884,462千円となりました。

なお、当期の配当については、誠に遺憾ながら見送らせていただきたいと存じます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました重要な設備投資はありません。また、宇土研究所の閉鎖に伴い総額5,408千円の設備を売却いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成17年3月期	第8期 平成18年3月期	第9期 平成19年3月期	第10期 (当連結会計年度) 平成20年3月期
売 上 高(千円)	640,195	—	435,567	332,848
当期純損失(千円)	1,357,306	—	664,241	884,462
1株当たり 当期純損失(円)	21.86	—	6,090.55	8,109.80
総 資 産(千円)	3,550,624	—	3,955,903	2,899,456
純 資 産(千円)	1,623,266	—	3,617,457	2,730,819
1株当たり 純資産額(円)	23.08	—	33,142.86	25,014.38

- (注) 1. 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第8期については、連結計算書類を作成していないため、記載しておりません。
3. 平成18年9月30日付で当社発行済株式1,000株を1株に併合しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成17年3月期	第8期 平成18年3月期	第9期 平成19年3月期	第10期 (当事業年度) 平成20年3月期
売 上 高(千円)	640,195	470,127	395,845	308,468
当期純損失(千円)	1,349,730	964,323	766,687	872,065
1株当たり 当期純損失(円)	21.74	11.71	7,029.89	7,996.12
総 資 産(千円)	3,620,893	5,138,875	3,958,949	2,914,097
純 資 産(千円)	1,693,714	4,418,444	3,621,480	2,747,377
1株当たり 純資産額(円)	24.08	40.51	33,206.01	25,191.20

- (注) 1. 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成18年9月30日付で当社発行済株式1,000株を1株に併合しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 プライミュン	22,000千円	88.5%	タンパク質生産・精製技術を応用した バイオ研究用試薬の開発、販売 タンパク質発現系基盤技術のライセン シング

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき主要な課題等は以下のとおりであります。

① 今後の事業展開について

イ. 創薬ターゲットの探索・同定に向けて

遺伝子破壊マウス事業におきましては、アステラス製薬株式会社及び住友化学株式会社への優先的な配列情報の開示及び表現型解析情報の提供が完了し、既に継続的使用権の許諾へ移行しております。この枠組みにおいて、創薬研究開発に有望な成果が得られ、すでに2件の共同による特許出願を行っており、将来のマイルストーンフィーやランニングロイヤリティを獲得する次なるステップが期待されます。

これにより、当社グループの遺伝子トラップ法を用いた創薬アプローチ手法が創薬標的の探索研究に有用であることを確信いたしました。今後、2社とのさらなる成果の追求を進めると同時に、独自技術である可変型遺伝子トラップ法を用いて作製した生命資源を活用し、自社での創薬ターゲットの探索・同定に取り組んでまいります。

すでに、当社グループでは、創薬研究や新規技術導入に特化した研究グループを設置し、遺伝子破壊マウスや遺伝子を破壊したES細胞（遺伝子破壊ES細胞）といった蓄積した生命資源について、表現型解析や臓器別タンパクレベル発現解析を実施することにより、創薬ターゲットの候補となる遺伝子の絞込みを行っております。今後は、プロテオーム解析等を用いてターゲットのさらなる絞込みを行い、これまでに培ったin vivo解析技術と拡充を進めているタンパク質関連技術（プロテインエンジニアリング）とを活かし、創薬ターゲットの同定に取り組んでまいります。

ロ. 「TG Resource Bank™」が保有する資源の使用権許諾ビジネス

優先的な配列情報開示が完了したことに伴い、当社グループは、自社での創薬ターゲットの探索・同定に取り組むとともに、これまで行ってきた非独占での情報提供サービスを統合し、新たな枠組みでビジネスを立ち上げております。当社グループが作製した生命資源を非独占的に提供するビジネスにつきましては、可変型遺伝子トラップ法により大規模・網羅的に作製した遺伝子破壊マウス及び遺伝子破壊ES細胞のライブラリー「TG Resource Bank™」として、当社ウェブサイト上にて公開しております。同ライブラリーには、現時点で、約700系統の遺伝子破壊マウス及び約2,000クローンの遺伝子破壊ES細胞に関する情報を公開し、国内外の製薬企業、研究機関等が自由に閲覧することが可能となっております。

また、平成20年4月には国立遺伝学研究所 生物遺伝資源情報センターが管理、運営するマウス・ラット系統に関する公的データベース「Japan Mouse/Rat Strain Resources Database (JMSR)」においても当社グループの同ライブラリーに収録されている情報が公開され、その利便性を高めております。

遺伝子破壊マウスのライブラリー情報にご興味いただいた顧客に対しては、有償にて遺伝子破壊マウスの使用権許諾を行ってまいります。遺伝子破壊ES細胞のライブラリー情報にご興味いただいた顧客に対しては、有償にて遺伝子破壊ES細胞を選択のうえ、当社グループが遺伝子破壊マウスを作製し、作製できた段階で使用権許諾を行ってまいります。また、当社グループはマウスの増産や追加試験・解析等の依頼があれば、これに応えてまいります。

また、総合商社など幅広い営業チャネルを持つ企業等との提携などを通じて、保有する情報の解析を深め、顧客の特定や利用方法の提案を行うなど、顧客となりうる研究者への周知を図ってまいります。これらの施策により、潜在的なニーズが喚起されること等から、これらに伴う収益が増加するものと期待しております。

今後は「TG Resource Bank™」の認知度を向上させ、顧客のニーズに合致した情報の提供を行っていくことが課題と認識しております。

ハ. タンパク質関連技術プラットフォームの拡充

当社グループでは、有用性の高い抗原の探索を行い、ポリクローナル抗体及びモノクローナル抗体の作製及び製品化を続けています。これらの抗体は、タンパク質の機能解析に用いられる基礎研究用試薬として有用であり、近年は診断薬や医薬品を目指した研究開発も盛んに行われています。

これら従来から行っている研究用試薬としての製品開発に加えて、抗体医薬や診断薬を開発する製薬会社、診断薬メーカー等に対して、GANP[®]マウス技術で開発した抗体及び技術自体のライセンス事業を実施し、将来のライセンス収入の基盤を構築しております。

さらに、当社グループは、より有用性の高い抗体作製技術を開発することを目的として有限会社行動医科学研究所よりDNA免疫法による抗体作製技術を導入いたしました。今後は本技術とGANP[®]マウス技術とを組み合わせることによって試薬・診断薬・医薬への応用を目指してまいります。

また、当社グループは、タンパク質関連技術の拡充を目的として、株式会社プライミュンを平成18年5月にグループ会社化し、バイオ医薬品の開発、製造において基盤技術となる遺伝子発現、組換えタンパク質生産・精製技術を導入いたしました。

さらに、平成19年4月には広島大学及び財団法人ひろしま産業振興機構より、IR/MARベクターと目的遺伝子を哺乳動物細胞に導入し指数的に遺伝子を増幅させることで大量にタンパク質を発現させる画期的な技術を導入し、事業化しております。

本技術は、バイオ医薬品、食品加工用酵素、化粧品原料、研究用試薬などのタンパク質製品の工業生産ならびにタンパク質の構造や生理機能の研究に利用可能なものであり、今後は本技術を用いたタンパク質高発現細胞の作製受託・販売ならびに本技術のサブライセンスなどの事業に取り組んでおります。

このように当社グループは他社からの技術導入も含めて抗体作製技術を起点としたタンパク質関連の技術プラットフォームの構築を積極的に進めており、短期的な収益基盤としながら、長期的な研究開発にも大いに活用してまいります。

ニ. 創薬関連サービスのラインアップの拡充

当社グループは、当社グループが持つ国内製薬企業・研究機関に対する営業ネットワークを有効に活用し、創薬関連サービスのラインアップを拡充するため海外企業の代理店業務にも積極的に取り組んでおります。

ヒト組織マイクロアレイなどの製品ならびにこれらの関連受託サービスを販売・提供するTristar社(米国)や創薬ターゲットの探索や同定に有益な遺伝子破壊マウス及びその関連サービスを企業・研究機関に供給する米国の代表的な企業であるDeltagen社などと代理店契約を締結し、さらなる収益獲得機会の拡充に取り組んでおります。

また、平成19年11月より、海外バイオ企業の研究用試薬を国内の研究者にダイレクトに提供するサービスである「試薬直送便」を開始しております。

② 海外市場への展開について

今後、事業規模をより一層拡大していくためには、国内の製薬企業や研究機関のみならず、グローバルに情報を提供することが重要であります。海外展開を行うためには、商社等とのタイアップや海外企業との事業提携が重要であると考えております。

現在、商社等との代理店契約締結による、海外企業へのサービス提供にとどまらず、海外企業との事業提携についても積極的に取り組んでおります。

③ 知的財産戦略について

当社グループは、創薬ターゲットを探索している製薬企業に数多くの有益な研究材料や創薬シーズ、技術情報、知的財産を提供することにより、パートナー企業とともにゲノム創薬の発展に貢献したいと考えております。当社グループでは、研究開発の早期段階における積極的な技術導入を行い、付加価値の高い技術や知的財産に育て、製薬企業等にこれらの技術から生まれた製品、知的財産や技術情報のライセンス事業を展開しております。研究開発の早期段階での技術導入により、その技術が公開される前に確実な知的財産権の確保や戦略的な事業展開を可能とします。

今後は、豊富な実験データに裏付けられた強い特許、将来のマーケティングを見据えた特許網の構築、より価値のある製品をカバーする特許とすべく、事業戦略、研究開発戦略と融合させた特許戦略を展開してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

事業区分	事業内容
遺伝子破壊マウス事業	遺伝子破壊マウスに関する情報の独占的・非独占的使用権許諾、遺伝子改変マウス作製・マウス表現型解析等の実験動物に関する受託
抗体事業	抗体製品の開発・製造及び販売、高親和性抗体の作製技術に関する使用権許諾、抗体・タンパク質関連の受託
その他事業	タンパク質生産・精製技術を応用したバイオ研究用試薬の開発及び販売、生殖工学技術研修

(6) 主要な事業所（平成20年3月31日現在）

本社 熊本県熊本市南熊本三丁目14番3号
福岡支店 福岡市中央区
神戸研究所 神戸市中央区
東京オフィス 東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
41名	4名減

（注）使用人数には、契約社員3名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	4名減	33.9歳	4.2年

（注）使用人数には、契約社員3名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 436,301株
- ② 発行済株式の総数 109,075株
- ③ 株主数 12,347名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当事項はありません。

(参考) 主要な株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	出 資 比 率 (%)
是 石 匡 宏	3,649	3.34
野 村 證 券 株 式 会 社	1,403	1.28
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,350	1.23
松 井 公 治	1,035	0.94
電 源 開 発 株 式 会 社	900	0.82
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	862	0.79
ク レ デ ィ ス イ ス イン タ ー ナ シ ョ ナ ル	858	0.78
佐 賀 芳 行	800	0.73
S B I イ ー ト レ ー ド 証 券 株 式 会 社 自 己 融 資 口	800	0.73
バ ン カ オ フ ニ ュ ー ヨ ー ク シ ー シ ー エ ム ク ラ イ ア ン ト ア カ ウ ン ト ジ ェ イ ビ ー ア ー ル テ ー イ ア イ エ ス シ ー エ フ ィ ー エ イ シ ー	793	0.72
計	12,450	11.41

(注) 出資比率は自己株式(14株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

発行決議の日	平成14年5月30日	平成15年6月27日
新株予約権の数	450個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,350株 (新株予約権1個当たり3株)	普通株式 1,000株 (新株予約権1個当たり1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり134,000円	1株当たり160,000円
新株予約権の行使期間	平成16年5月30日から 平成24年5月29日まで	平成17年6月28日から 平成25年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,000円 資本組入額 67,000円	発行価格 160,000円 資本組入額 80,000円
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権割当対象者間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる	当社と新株予約権割当対象者間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
	保有者数 1名	保有者数 4名
	保有数 450個	保有数 1,000個
	目的である株式の数 1,350株	目的である株式の数 1,000株

(注) 新株引受権方式のストックオプションに関する事項については、貸借対照表の注記に記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代 表 取 締 役 社 長	是 石 匡 宏	株式会社プライミュン代表取締役社長
専 務 取 締 役	田 中 淳	
取 締 役	佐 藤 道 太	事業推進本部長
取 締 役	山 村 研 一	
常 勤 監 査 役	松 尾 靖 彦	
監 査 役	遠 藤 了	
監 査 役	梶 間 俊 男	

- (注) 1. 常勤監査役松尾靖彦氏、監査役遠藤了氏及び監査役梶間俊男氏は、社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る会社役員 の 重 要 な 兼 職 状 況
- ・専務取締役田中淳氏は、株式会社プライミュンの取締役を兼務しております。
 - ・取締役佐藤道太氏は、株式会社プライミュンの取締役を兼務しております。
3. 監査役遠藤了氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役遠藤了氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (一名)	78,024千円 (一 千 円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	19,008千円 (19,008千円)
合 計	7名	97,032千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議（平成12年11月10日改定）による取締役報酬限度額は月額20,000千円であり、株主総会の決議（平成12年11月10日改定）による監査役報酬限度額は月額10,000千円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（4回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 松尾靖彦	13回	92.9%	4回	100.0%
監査役 遠藤了	11回	78.6%	4回	100.0%
監査役 梶間俊男	14回	100.0%	4回	100.0%

・取締役会及び監査役会における発言状況

- i 常勤監査役松尾靖彦氏は、主に長年にわたる起業化指導の経験に基づく発言を行っております。
- ii 監査役遠藤了氏は、主に公認会計士としての専門的見地に基づく発言を行っております。
- iii 監査役梶間俊男氏は、主に長年にわたる製薬企業での経験に基づく発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,286千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツより財務報告に係る内部統制構築に関する助言・指導業務を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社都合の場合のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意を得て、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。また、監査役会は、会計監査人に法定の解任事由があると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

公正かつ透明な企業活動を目的とすることを経営の基本方針とし、全ての役員及び使用人はその根幹となるコーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識したうえで、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の向上に努める。

コーポレート・ガバナンスの仕組みを構築するにおいて、経営監督機能と業務執行機能の明確化を基本としつつ、意思決定の迅速化・透明性の向上を図ることを目標とする。当社を取り巻く株主、債権者、取引先などの利害関係者を意識しており、社会を構成する一員としての当社の位置づけを考慮する。

また、当社は、コンプライアンスの責任者として、担当役員を選定し、担当役員の指示により管理部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備に当たる。コンプライアンス・プログラムを策定し、役員及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営に当たるよう、研修などを通じ指導する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の執行に係る情報については、重要な意思決定及び報告に関し、法令及び「取締役会規程」、「稟議規程」等の規程に基づき、文書等の作成を行い保存する。

情報の管理については、「情報管理規程」、「文書管理規程」等により基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

多様なリスクの特性に応じ、状況を正確に分析・把握し、リスクを適切にコントロールすることによって、経営の健全化と収益基盤の安定化を確保することが重要課題であると認識する。

個別具体的なリスクに関しては、既存の「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」等に加え、各事業部において、その有するリスクの洗い出しを行い、マニュアルなど整備し、リスクの軽減などに取り組む。

リスク管理の中でも当社の最も重要な経営資源である「情報」に関しては、「情報管理規程」により徹底した管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月定例で、あるいは必要に応じて開催される取締役会において、会社の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。そのほか、当社は意思決定の迅速化と業務執行単位の意思疎通を主な目的として、取締役及び部長相当職以上による経営会議を随時開催する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。

⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社から当社への事前協議事項や報告事項を定め、適切な管理を行う。また、当社の内部監査担当部門による監査や当社監査役による監査によって、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、子会社の業務執行の適正性の確保を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、代表取締役は内部監査担当部門員を指名する。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

監査の実施に当たり必要と認めるときは、各監査役は自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

- ① 基本方針の内容

当社は「生物個体からゲノムにいたる生命資源の開発を通じて基盤研究および医学・医療の場に遺伝情報を提供し、その未来に資するとともに世界の人々の健康と豊かな生活の実現に貢献する」を経営理念とし、主として遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業を展開するバイオベンチャーであります。これらの事業は、生命資源を取り扱うことや日進月歩で技術革新が進む事業分野であることから、高い倫理観やバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウが要求されます。

従って、当社の経営には上記のような事業特性を前提とした経営のノウハウならびにバイオ関連ビジネスに関する高度な知識、技術、経験を有する使用人、大学・企業との共同研究先及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が不可欠であると考えております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は、株主、投資家の自由意思に委ねられるべきものと考えており、特定の者の大規模買付行為においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有される当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社の事業に対する理解なくして行われる当社株式の大規模買付行為がなされた場合には当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、定時株主総会で株主の皆様の合理的な意思の確認ができることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を決定いたしました。同買収防衛策の導入は、平成18年6月28日開催の当社第8期定時株主総会にてご承認をいただいております。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

- イ. 当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ロ. 当社取締役会は、上記②の取組みは、あくまで株主の皆様の自由な意思決定を行うための前提となる必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、現経営陣の保身に利用されることや不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害は生じないものと考えております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,216,972	流動負債	159,050
現金及び預金	2,096,591	買掛金	1,387
受取手形及び売掛金	64,437	未払金	106,840
たな卸資産	28,125	未払法人税等	11,253
その他	27,887	その他	39,568
貸倒引当金	△68	固定負債	9,586
固定資産	682,483	リース資産減損勘定	9,586
有形固定資産	361,764	負債合計	168,636
建物及び構築物	361,764	(純資産の部)	
無形固定資産	200,019	株主資本	2,730,130
のれん	198,542	資本金	4,855,225
その他	1,476	利益剰余金	△2,123,312
投資その他の資産	120,699	自己株式	△1,782
投資有価証券	49,727	評価・換算差額等	△2,037
長期貸付金	16,863	その他有価証券評価差額金	△2,037
その他	54,580	少数株主持分	2,726
貸倒引当金	△472	純資産合計	2,730,819
資産合計	2,899,456	負債純資産合計	2,899,456

連結損益計算書

（ 自 平成19年 4月 1日 ）
（ 至 平成20年 3月 31日 ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		332,848
売 上 原 価		175,859
売 上 総 利 益		156,989
販売費及び一般管理費		801,526
営 業 損 失		644,537
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,949	
受 取 配 当 金	140	
補 助 金 収 入	1,745	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,490	18,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	184	
持分法による投資損失	31,299	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,334	32,819
経 常 損 失		659,030
特 別 利 益		
持 分 変 動 利 益	20,032	20,032
特 別 損 失		
減 損 損 失	168,260	
業 務 委 託 契 約 解 約 損	70,468	238,728
税金等調整前当期純損失		877,726
法人税、住民税及び事業税		6,874
少 数 株 主 損 失		137
当 期 純 損 失		884,462

連結株主資本等変動計算書

（自 平成19年 4月 1日）
（至 平成20年 3月 31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	4,855,225	△1,238,849	△1,782	3,614,593
連結会計年度中の変動額				
当期純損失		△884,462		△884,462
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	－	△884,462	－	△884,462
平成20年3月31日残高	4,855,225	△2,123,312	△1,782	2,730,130

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日残高	－	－	2,864	3,617,457
連結会計年度中の変動額				
当期純損失				△884,462
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,037	△2,037	△137	△2,175
連結会計年度中の変動額合計	△2,037	△2,037	△137	△886,638
平成20年3月31日残高	△2,037	△2,037	2,726	2,730,819

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社プライミュン
すべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・持分法適用の関連会社の名称 株式会社エコジェノミクス
株式会社イムノキック
すべての関連会社について持分法を適用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法
- ・仕掛品 個別法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～38年
機械装置及び運搬具	7～17年
工具器具及び備品	4～15年

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 421,989千円

(2) 新株引受権

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権

① 平成12年11月10日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 195株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり17,000円
新株引受権の行使期間	平成14年12月13日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

② 平成13年2月8日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 48株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり67,000円
新株引受権の行使期間	平成15年2月10日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

③ 平成14年3月27日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 498株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり134,000円
新株引受権の行使期間	平成16年3月27日から 平成24年3月26日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
兵庫県神戸市	事業用資産	機械装置 工具器具備品 等
福岡県福岡市	事業用資産	建物附属設備 工具器具備品
滋賀県甲賀市	事業用資産	建物附属設備 機械装置 工具器具備品
熊本県宇土市	事業用資産	建物附属設備 機械装置 工具器具備品 等
熊本県熊本市	事業用資産	機械装置 工具器具備品
東京都中央区	事業用資産	工具器具備品 等

② 減損損失の認識に至った経緯

遺伝子破壊マウス事業の一部につきまして、当初想定していた収益が減少し、また、これに伴い共用資産を含むより大きな単位についても減損の兆候がある結果となったため、当該事業に係る資産グループ及び共用資産について減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額

建物附属設備	23,612千円
機械装置	32,256千円
工具器具及び備品	87,618千円
無形固定資産	10,117千円
リース資産	14,654千円
計	168,260千円

④ 資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用にあたって、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産をグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当社グループは、当該資産の回収可能価額について、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、実質的な処分価値を考慮し、零として算定しております。

(2) 業務委託契約解約損

業務委託契約解約損は、当社グループと株式会社パナファーム・ラボラトリーズ（現 株式会社三菱化学安全科学研究所）との間で締結した、遺伝子破壊マウスの飼育管理等にかかる業務委託契約の解約に伴い、発生したものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	109,075株	一株	一株	109,075株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14株	一株	一株	14株

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成12年11月10日 臨時株主総会特別決議分	平成13年2月8日 臨時株主総会特別決議分	平成14年3月27日 臨時株主総会特別決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	195株	48株	498株

	平成14年5月30日 臨時株主総会特別決議分	平成15年6月27日 定時株主総会特別決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,920株	1,306株

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 25,014円38銭
(2) 1株当たり当期純損失 8,109円80銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,192,908	流動負債	157,134
現金及び預金	2,087,948	買掛金	74
受取手形	2,551	未払金	106,740
売掛金	52,795	未払費用	20,540
仕掛品	9,192	未払法人税等	11,068
貯蔵品	11,837	前受金	13,491
前払費用	16,836	その他	5,218
未収消費税等	5,076	固定負債	9,586
その他	6,730	リース資産減損勘定	9,586
貸倒引当金	△60	負債合計	166,720
固定資産	721,189	(純資産の部)	
有形固定資産	361,764	株主資本	2,749,415
建物	344,423	資本金	4,855,225
構築物	17,340	利益剰余金	△2,104,028
投資その他の資産	359,424	その他利益剰余金	△2,104,028
投資有価証券	25,834	繰越利益剰余金	△2,104,028
関係会社株式	262,618	自己株式	△1,782
関係会社長期貸付金	16,863	評価・換算差額等	△2,037
長期前払費用	4,376	その他有価証券評価差額金	△2,037
敷金	18,251	純資産合計	2,747,377
その他	31,952		
貸倒引当金	△472	負債純資産合計	2,914,097
資産合計	2,914,097		

損 益 計 算 書

(自 平成19年 4月 1日)
(至 平成20年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		308,468
売 上 原 価		166,779
売 上 総 利 益		141,689
販売費及び一般管理費		783,390
営 業 損 失		641,701
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,722	
有 価 証 券 利 息	9,195	
受 取 配 当 金	140	
受 取 手 数 料	9,409	
補 助 金 収 入	1,745	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,212	27,425
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	184	
為 替 差 損	328	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	874	
そ の 他 営 業 外 費 用	80	1,468
経 常 損 失		615,744
特 別 損 失		
減 損 損 失	168,260	
業 務 委 託 契 約 解 約 損	70,468	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,907	249,635
税 引 前 当 期 純 損 失		865,380
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		6,685
当 期 純 損 失		872,065

株主資本等変動計算書

（自 平成19年 4 月 1 日）
（至 平成20年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年 3 月 31 日 残高	4,855,225	△1,231,962	△1,231,962	△1,782	3,621,480
事業年度中の変動額					
当期純損失		△872,065	△872,065		△872,065
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△872,065	△872,065	—	△872,065
平成20年 3 月 31 日 残高	4,855,225	△2,104,028	△2,104,028	△1,782	2,749,415

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年 3 月 31 日 残高	—	—	3,621,480
事業年度中の変動額			
当期純損失			△872,065
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△2,037	△2,037	△2,037
事業年度中の変動額合計	△2,037	△2,037	△874,103
平成20年 3 月 31 日 残高	△2,037	△2,037	2,747,377

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法
- ・仕掛品 個別法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	15年
機械及び装置	7～17年
工具器具及び備品	4～15年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 421,989千円

(2) 新株引受権

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権

① 平成12年11月10日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 195株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり17,000円
新株引受権の行使期間	平成14年12月13日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

② 平成13年2月8日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 48株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり67,000円
新株引受権の行使期間	平成15年2月10日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

③ 平成14年3月27日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 498株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり134,000円
新株引受権の行使期間	平成16年3月27日から 平成24年3月26日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分掲記したものを除く。)

- | | |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 1,885千円 |
| ② 短期金銭債務 | 3,149千円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

- | | |
|--------------|---------|
| ① 売上原価 | 2,793千円 |
| ② 販売費及び一般管理費 | 4,236千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 9,441千円 |

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
兵庫県神戸市	事業用資産	機械装置 工具器具備品 等
福岡県福岡市	事業用資産	建物附属設備 工具器具備品
滋賀県甲賀市	事業用資産	建物附属設備 機械装置 工具器具備品
熊本県宇土市	事業用資産	建物附属設備 機械装置 工具器具備品 等
熊本県熊本市	事業用資産	機械装置 工具器具備品
東京都中央区	事業用資産	工具器具備品 等

② 減損損失の認識に至った経緯

遺伝子破壊マウス事業の一部につきまして、当初想定していた収益が減少し、また、これに伴い共用資産を含むより大きな単位についても減損の兆候がある結果となったため、当該事業に係る資産グループ及び共用資産について減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額

建物附属設備	23,612千円
機械装置	32,256千円
工具器具及び備品	87,618千円
無形固定資産	10,117千円
リース資産	14,654千円
計	168,260千円

④ 資産のグルーピングの方法

当社は減損会計の適用にあたって、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産をグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当社は、当該資産の回収可能価額について、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、実質的な処分価値を考慮し、零として算定しております。

(3) 業務委託契約解約損

業務委託契約解約損は、当社と株式会社パナファーム・ラボラトリーズ（現 株式会社三菱化学安全科学研究所）との間で締結した、遺伝子破壊マウスの飼育管理等にかかる業務委託契約の解約に伴い、発生したものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	14株	一株	一株	14株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	3,404千円
関係会社株式評価損	58,770千円
減損損失	67,977千円
繰越欠損金	2,576,283千円
未払事業税	2,202千円
その他	1,037千円
繰延税金資産小計	2,709,675千円
評価性引当額	△2,709,675千円
繰延税金資産合計	－千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工 具 器 具 及 び 備 品	25,342千円	10,687千円	14,654千円	一千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	5,146千円
1年超	10,128千円
合計	15,274千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 25,191円20銭
(2) 1株当たり当期純損失 7,996円12銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	磯 俣	克 平 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	竹 之 内	高 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トランスジェニックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	磯 俣	克 平 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内	高 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランスジェニックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月21日

株式会社トランスジェニック 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 尾 靖 彦 ㊟

社外監査役 遠 藤 了 ㊟

社外監査役 梶 間 俊 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 監査役3名選任の件

監査役松尾靖彦氏、遠藤了氏及び梶間俊男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当ならびに 他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
1	増 岡 通 夫 (昭和13年6月5日生)	昭和36年5月 武田薬品工業株式会社入社 昭和62年4月 同社主席研究員 平成元年4月 同社実験動物管理室長 平成8年4月 株式会社ケー・エー・シー入 社 平成8年12月 同社取締役 平成14年12月 同社常務取締役 平成16年12月 同社顧問 (現任)	—
2	遠 藤 了 (昭和24年3月25日生)	昭和46年4月 日産自動車株式会社入社 平成8年6月 株式会社和陽インターナ ショナル・コンサルティング (現株式会社サンライ ズ・アカウントティング・イ ンターナショナル) 代表取 締役社長 平成9年2月 太陽監査法人 (現太陽A S G監査法人) 代表社員 (現 任) 平成12年6月 当社監査役 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当ならびに 他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
3	佐藤貴夫 (昭和38年8月5日生)	平成7年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 土屋東一法律事務所入所 平成13年4月 佐藤貴夫法律事務所（現佐藤総合法律事務所）開設（現任） 平成16年4月 原子力発電環境整備機構情報公開審査委員（現任） 平成17年9月 株式会社ファンドクリエーション監査役（現任） 平成18年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（現任） 平成20年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増岡通夫氏、遠藤了氏及び佐藤貴夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 増岡通夫氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる製薬企業等での企業経営及び企業統治における豊富な経験を当社の監査に活かしていただきたいためであります。
4. 遠藤了氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての企業会計に関する専門知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 佐藤貴夫氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する専門知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外監査役としての職歴以外で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の有する高い専門的知見により、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断するものであります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、光安直樹氏を第1順位とし、久保田昭氏を第2順位といたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに 他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	光安直樹 (昭和33年3月2日生)	昭和55年4月 日本ラヂエーター株式会社 (現カルソニックカンセイ株式会社) 入社 平成9年10月 会計士補登録 監査法人トーマツ入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成17年11月 株式会社アイフリーク監査役(現任)	—
2	久保田昭 (昭和32年4月10日生)	昭和59年10月 中央会計事務所入所 昭和63年8月 公認会計士登録 平成15年7月 株式会社和陽インターナショナル・コンサルティング(現株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナル) 入社 平成18年7月 同社コンサルティング部長 平成19年12月 同社代表取締役専務(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 光安直樹氏及び久保田昭氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 光安直樹氏及び久保田昭氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての企業会計に関する専門知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただくことが期待できるためであります。
4. 光安直樹氏は、社外監査役としての職歴以外で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の有する高い専門的見地により、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるかと判断するものであります。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役の報酬限度額は、平成12年11月10日開催の臨時株主総会において月額20,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認いただいております報酬限度内で、取締役4名に対するストック・オプション報酬額及び内容につきご承認をお願いするものであります。

1. 取締役に対して新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式3,000株を発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

3,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回らないものとする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

また、割当日後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日に始まり新株予約権の募集事項の決定にかかる取締役会決議日から10年を経過する日までの期間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員、当社の関係会社の取締役または従業員もしくは社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。

②その他の新株予約権の取得については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(12) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項の決定にかかる取締役会において決定する。

第4号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社の従業員、当社の関係会社の取締役および従業員ならびに社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役、当社の従業員及び社外協力者に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 本株主総会においての決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回らないものとする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

また、割当日後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日に始まり新株予約権の募集事項の決定にかかる取締役会決議日から10年を経過する日までの期間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員、当社の関係会社の取締役または従業員もしくは社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。

②その他の新株予約権の取得については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定する。

以 上

